

平成25年度における公益法人に対する支出状況及び点検・見直し状況 について

平成26年12月19日
内閣府公益法人行政担当室

国又は独立行政法人から公益法人に対する支出については、その透明化と適正化を図るため、「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」（平成24年6月1日行政改革実行本部決定）に基づき、毎年度、①支出の全体像を公表して国民に明らかにするとともに、②1件当たり1,000万円以上の支出で一者応札など競争性の確保が十分でないと考えられる支出等について、各府省等が自ら必要性や競争性等について点検・見直しを行うこととされています。

今般、平成25年度における公益法人に対する支出状況及び点検・見直し状況を取りまとめましたので、公表します。

※ 調査対象は、公益認定法に基づく公益社団・財団法人及び改正前の民法に基づく特例民法法人のうち、国が所管する約3,900法人（推計）

1. 公益法人に対する支出状況

【支出状況の概要】

支出元	支出件数 ^{注1}	支出先法人数 ^{注2}	支出総額 ^{注3} （億円）
国	1,340	409	1,663
うち補助金等	354	186	1,276
うち契約	986	351	386
独立行政法人	1,270	403	532
うち契約	548	152	206
うち契約以外 ^{注4}	722	317	326
計	2,610	664	2,194

注1：予定価格が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第2号～第4号又は第7号のそれぞれの金額を超えないもの（少額の随意契約）及び独立行政法人から公益法人への会費のうち10万円未満のものを除く。

注2：「支出先法人数」は、同一の法人が複数の支出を受けている場合があるため、合計が一致しない。

注3：「支出総額」は、欄ごとに合計額を四捨五入しているため、合計が一致しない。

注4：「契約以外」とは、会費等契約以外による支出をいう。

2. 公益法人に対する支出の点検・見直し状況

【点検・見直しの対象】

「1. 公益法人に対する支出状況」で対象となっている支出で1件当たり1,000万円以上のもののうち、次のいずれかに該当する支出

- ① 前年度において同一法人に対し同一又は類似の内容で同一府省・独立行政法人から支出されているもの
- ② 随意契約又は一者応札となっている契約により支出されているもの

【各府省等による点検・見直し状況の概要】

支出元	点検対象件数	点検の結果見直しを行ったもの ^{注1} （件数）	
		事業自体の見直し （廃止、縮小等）	入札プロセス等における競争性の向上 ^{注2}
国	614	152	156
独立行政法人	317	38	34
計	931 ※支出総額は 2,093億円 ^{注3}	190 ※うち廃止・終了は125件 で、306億円の支出削減	190

注1：見直しの内容については、各府省又は各独立行政法人からの報告を内閣府において記載内容に基づき分類・計上。なお、複数の項目に該当しているものについては、複数項目に計上

注2：随意契約から一般競争入札に変更するなど競争性の高い選定方法に改善する場合や、参入要件を見直すなど入札要件を緩和して調達への参入を促進するための措置を講じている場合 等

注3：国1,590億円、独立行政法人503億円

※ 公表内容の詳細については、以下に掲載しています。

[公益法人information]

https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/other/h25tenken.html